

三宅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

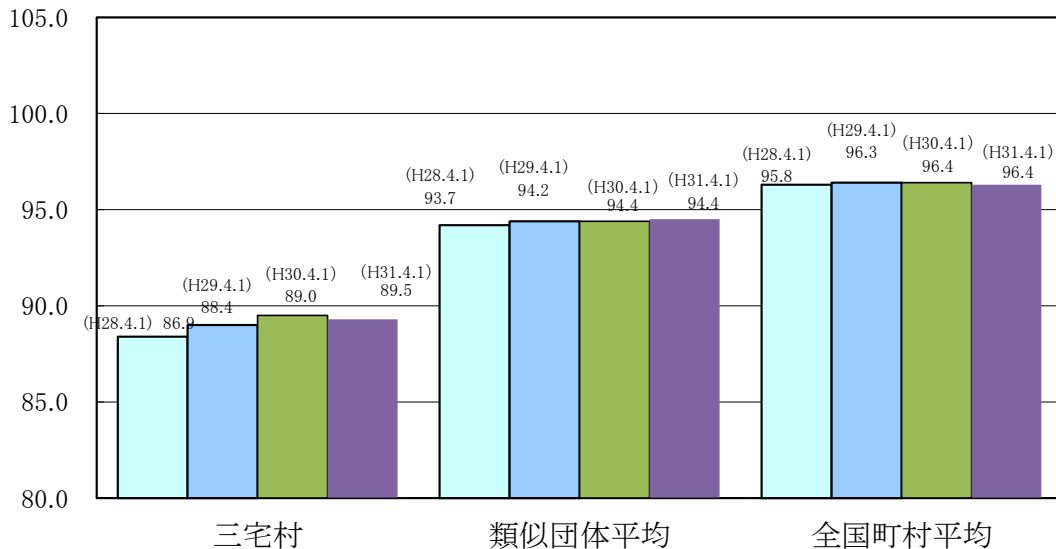
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 取 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 2,481	千円 4,525,270	千円 130,630	千円 585,861	% 12.9	% 14.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 87	千円 281,271	千円 37,734	千円 105,633	千円 424,638	千円 4,881	千円 5,445

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し
[実施] 未実施]

実施内容

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については据え置き。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

- ② 地域手当の見直し
地域手当制度導入なし

- ③ その他見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三宅村	40.2 歳	275,652 円	323,881 円	294,698 円
東京都	41.7 歳	314,459 円	448,732 円	395,986 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	41.0 歳	291,992 円	340,327 円	318,817 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分	三宅村	東京都	国	
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	183,700 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	145,600 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

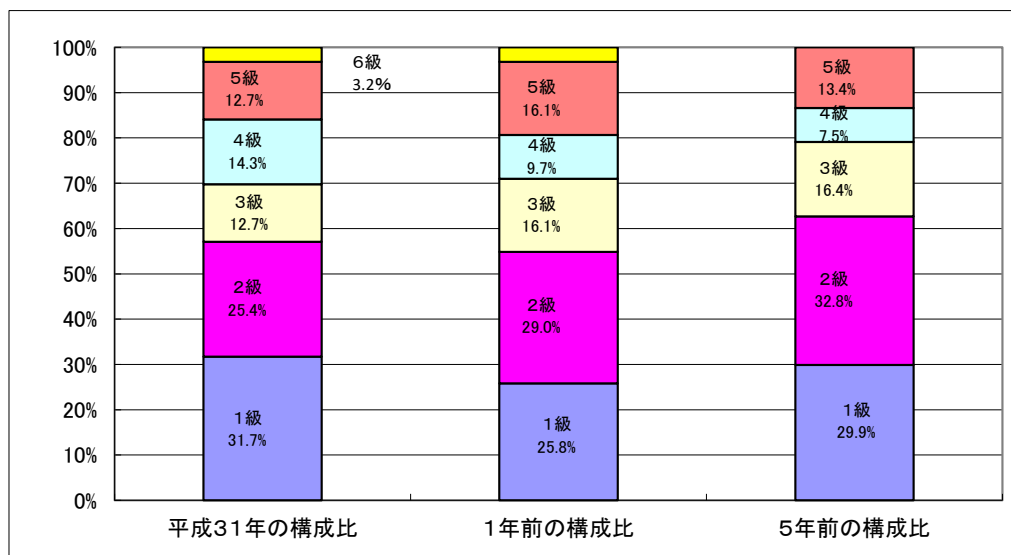
区 分	学 歴	経験年数10年～15年	経験年数20年～25年	経験年数25年～30年
		一般行政職	277,000 円	309,100 円
	大 学 卒	277,000 円	309,100 円	287,500 円
	高 校 卒	222,100 円	302,600 円	351,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

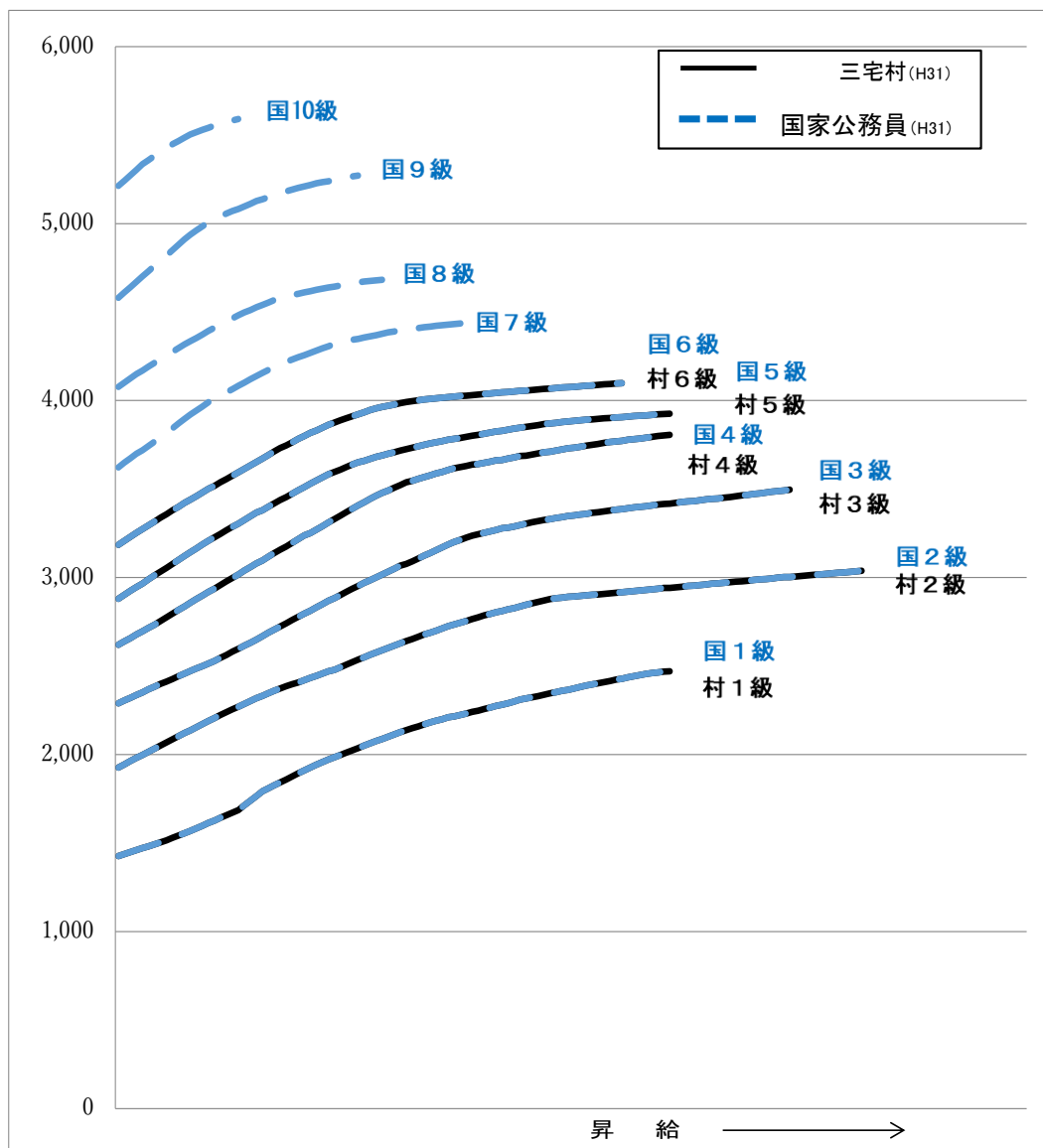
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	統括課長	2人	3.2%	319,200円	410,200円
5級	課長	8人	12.7%	288,900円	393,000円
4級	課長補佐	9人	14.3%	263,000円	381,000円
3級	係長	8人	12.7%	230,000円	350,000円
2級	主任	16人	25.4%	194,000円	304,200円
1級	主事	20人	31.7%	144,100円	247,600円

- (注) 1 三宅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年に5級制から6級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）（31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況(三宅村)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三宅村	東京都	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,214 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,874 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (-)月分 (-)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.45)月分 (0.95)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(三宅村)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績表	支給可能な成績率	支給実績がある成績表	支給可能な成績率	支給実績がある成績表
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	
標準に加え、上位の成績率も適用		○		○
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(31年4月1日現在)

三宅村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%加算			・定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額	4,740 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(31年4月1日現在)

三宅村は対象地域がないため支給なし。

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	1,370 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	47,252 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	25.4 %
手当の種類(手当数)	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員特別手当	一般職	伝染病が発生、または発生の恐れのある場合の防疫作業に従事したとき	0円	日額500円
行旅病人、同死亡人取扱作業従事職員特別手当	一般職	行旅病人、同死亡人の取扱作業に従事したとき	5千円	日額病人300円 死亡500円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までの間において行われる看護師の業務	1,280千円	日額5,200円
救急業務従事職員特別手当	消防士	消防職員が救急業務に従事したとき	85千円	1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	21,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	246 千円
支給実績(29年度決算)	24,680 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	284 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 6,500円 配偶者・父母等 各 6,500円 子 10,000円 15歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		6,925 千円	187,158 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額) 27,000円	同		5,293 千円	203,581 円
通勤手当	通勤のため自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 ・交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて 2,000円～31,600円	異		4,242 千円	48,763 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長 59,500円 統括課長 62,300円	同		9,349 千円	719,169 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 4,200円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	710,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円/ 416,500 円	
	副 村 長	(630,000 円)	705,000 円/ 385,000 円	
報 酬	議 長	250,000 円	395,000 円/ 140,000 円	
	副 議 長	(200,000 円)	310,000 円/ 115,000 円	
	議 員	180,000 円	290,000 円/ 100,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(30年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 710,000円×在職年数×4.0	(1期の手当額) 11,360,000	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	630,000円×在職年数×3.0	7,560,000	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

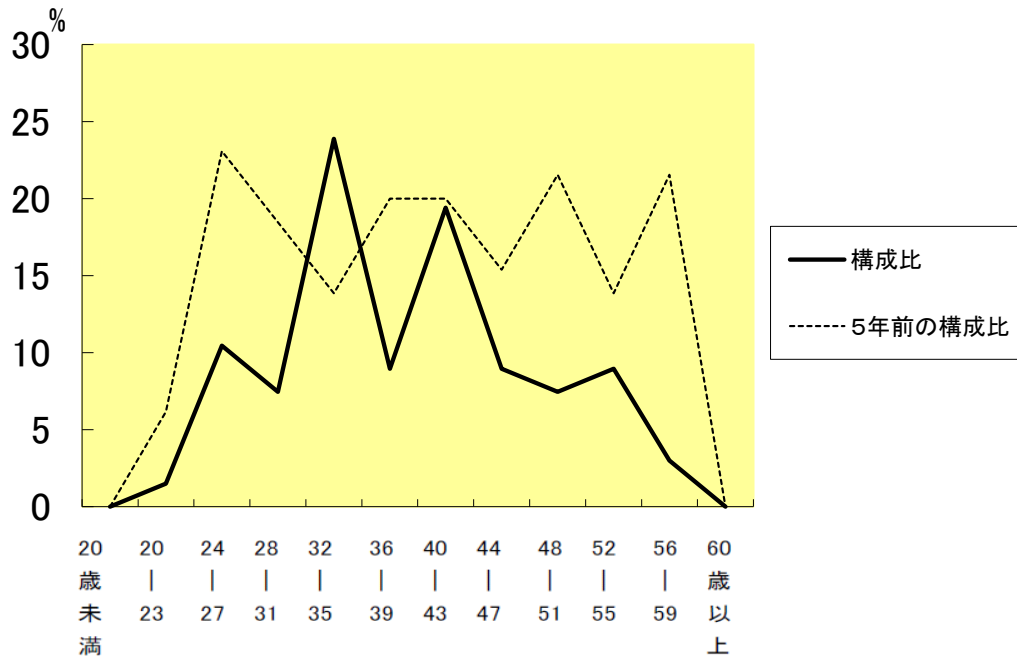
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	人事異動による増
	総務	26	28	2	
	税務	5	6	1	
	民生	15	15	0	
	衛生	5	5	0	
一 般 行 政 部 門	農水	4	4	0	人口1万人当たりの職員数 252.17人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.68人)
	商工	2	2	0	
	土木	5	5	0	
	計	64	67	3	
	教育部門	6	5	-1	
	消防部門	17	15	-2	退職による減
	小 計	87	87	0	人口1万人当たりの職員数 342.79人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 256.17人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2	0	欠員補充による採用 退職による減
	診療所	15	16	1	
	交通	8	7	-1	
	その他	2	2	0	
	小 計	27	27	0	
合 計		114	114	0	人口1万人当たりの職員数 449.17人
		[125]	[125]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人		6人	10人	3人	11人	4人	9人	7人	5人	6人	0人	62人

(3)職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		66	68	68	65	64	67	1 (△1.5%)
教育		6	6	6	6	6	5	-1 (△16.7%)
消防		15	16	14	17	17	15	0
普通会計計		87	90	88	88	87	87	0
公営企業等会計計		30	27	28	29	27	27	-3 (△10%)
総合計		117	117	116	117	114	114	-3 (△2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 一般旅客自動車運送(バス)事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	92,486	1,045	50,892	55.0	29.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
30年度	7人	25,361	3,751	9,614	38,726	5,532

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,511

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(31年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収 (B)	
三宅村	54.1 歳	7.0 人	295,200 円	423,195 円	営業用 バス運転手	49.1 歳	490,200円	99.1
市町村平均	49.6 歳	人	322,795 円	526,071 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三宅村	5,078,340 円	5,882,400 円	99.8

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において広報されているデータを使用している(平成27年~29年の3ヶ年平均)
2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない
3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を1.2倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当、イ 退職手当 ウ 地域手当の制度は、三宅村普通会計と同様です。

エ 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	0.0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	21,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	千円
支給実績(29年度決算)	2,032 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	254 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	三宅村普通会計制度との異同	三宅村普通会計制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	内容及び支給単価は三宅村普通会計と同様	同		1,162 千円	193,667 円
住居手当				174 千円	174,000 円
通勤手当				319 千円	45,600 円
管理職手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円